英国の欧州連合(EU)離脱後のGLPの取扱いについて 相互承認に関する議定書の適用開始

【ポイント】

- ▶ 日英 EPA が、令和5年10月20日から適用されます。
- ➤ 適用日以降は、OECD による相互承認に加え、日英 EPA に基づき、英国の試験施設の GLP 適合性の確認結果及び英国当局により GLP 適合性が確認された施設が作成するデータを受け入れることが可能となりました。

医薬品、労働安全衛生、工業用化学物質、動物用医薬品、飼料添加物、農薬(以下「6分野」という。)に係る非臨床試験に関し、

- ①英国当局が行う英国の試験施設のGLP適合性の確認の結果 及び
- ②英国当局によりGLP適合性が確認された施設が作成するデータ

の受入れについては、令和5年10月20日からは、「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」(以下「日英EPA」という。)(注1)の不可分の一部である「相互承認に関する議定書」(以下「議定書」という。)も根拠とすることができるようになりました。

(注1)日英 EPA のリンクは以下のとおり。議定書については、「附属書三-A から附属書十四-B 及び議定書」に掲載。 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page24_001186.html)

経緯:

英国のEUからの離脱以前、我が国は、上述の6分野の非臨床試験について、上述の①及び②を「相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定」(以下「日欧MRA」という。)に基づき受け入れてきました。

しかし、令和2年1月24日、英国とEUは、「英国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの脱退に関する協定」(以下「離脱協定」という。)に署名し、同年1月31日に英国はEUを離脱しました。英国のEU離脱後、日本とEUとの間の既存の国際約束において、離脱協定に規定される移行期間中は、EUの構成国に英国が含まれるものと解釈して運用されてきましたが、その移行期間が同年12月31日までで終了しました。

移行期間終了後は、日欧MRAは英国について効力を有さなくなりましたが、これに 代わるものとして、令和2年10月23日に署名された日英EPAの不可分の一部である 「議定書」において、日英間のGLPの相互承認に関し、日欧MRAと同様の規定が設けら れました。

日英EPAは令和3年1月1日に発効しましたが、「議定書」の適用開始日はこれより後とすることとなりました。(注2)これにより、日英間では、令和3年1月1日から議定書の適用日の前日までの間は、GLPの相互承認に関して議定書の効力が及ばないこととなりましたが、この間も、我が国は、令和元年9月20日に署名された「日英間の相互承認に関する交換書簡」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page25 001963.html)に記載のとおり、引き続上述の①及び②を受け入れることとしてきました。

(注2)令和2年12月18日、東京において、日英EPAの効力発生のための外交上の公文の交換と併せて、 議定書については、同議定書第15条に基づき、別途合意する日まで適用しないことを決定する外交上の 公文の交換が行われました。

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_003490.html)

その後、令和5年10月6日に日英間で議定書の適用を令和5年10月20日より開始する旨の外交上の公文の交換

(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_004146.html)

が行われたことから、議定書の適用開始日以降は、OECD の MAD (Mutual Acceptance of Data)に加え、同議定書も、上述の①及び②の受け入れの根拠とできるようになりました。